

第 68 期

事業報告

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

新型コロナウイルス感染症は、令和3年度に入りましても収束することなく、引き続き経済活動や社会活動にマイナス影響を与えてまいりました。当初、収束の切り札と考えられていたワクチンは、夏場以降に接種が拡大し、秋口から感染者数の急速な減少がみられたものの、残念ながら年明け以降は、オミクロン株を主流とする、いわゆる第6波により国内の感染者が過去最大となりました。

また、世界的なコロナ禍は、原油価格の上昇・半導体等の原材料不足・円安などを誘発し、中小企業事業者は一層厳しい経営環境に直面することとなりました。加えて期末に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、世界規模での経済問題へとつながる大きな不安材料となりました。

このような状況の中、令和3年度の当社は、前年度の不振からの脱出を第一義として活動してまいりましたが、厳しい社会環境の中で当社の重要な取引先である飲食業・観光業の不振が続き、加えて量販店の伸び悩みや、大口得意先の買収による帳合変更などがあり、売上高は14,933百万円（前年対比△377百万円）、営業損失は294百万円（前年対比△18百万円）、経常損失は286百万円（前年対比△23百万円）となり、昨年を下回る厳しい営業成績となりました。

<品種別売上状況>

当社の品種別売上状況は次の通りです。

品 種 区 別	売 上 金 額	構 成 比
和 酒	3,459,196 千円	23.3 %
ビ ー ル	4,250,979 千円	28.6 %
発 泡 酒	629,729 千円	4.2 %
新 ジ ャ ン ル	1,582,735 千円	10.6 %
洋 酒	2,762,463 千円	18.6 %
食 品 そ の 他	2,280,072 千円	15.3 %
売 上 割 戻 し	△97,101 千円	△0.6 %
小 計	14,868,073 千円	100.0 %
不 動 産 収 入	65,539 千円	
合 計	14,933,612 千円	

(2) 設備投資の状況

当期は極力設備投資を抑制したため、特記すべきものではありませんでした。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は自己資金及び借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

2年連続で大きな赤字決算となった昨年度を受け、本年度は抜本的な経営改善に取り組んでいきます。営業面での「得意先等との連携による情報収集と粗利益の確保」、管理面での「リソースの適正配分と経費の削減」を柱として、早急な売上高の回復と粗利益の確保、そして固定費の削減に取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度は、6月に酒税法の取引指針の改定が行われ、また、10月にはビール大手の値上げが予定されています。また来年の10月には2018年に行われた酒税法改正により予定されていた酒税改正が行われ、同じタイミングで消費税のインボイス方式がスタートします。こうした諸々の制度変更に肅々と対処できるよう、会社の体力を強化するための、新しい施策にも取り組んでいきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な中、本年も厳しい年度になるものと予想しておりますが、お得意先様の繁栄に貢献できる地域卸として一層努力する決意でございます。株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第65期 '(30.4-31.3)	第66期 '(31.4-23)	第67期 '(2.4-3.3)	第68期 '(当期)
売 上 高(千円)	21,144,205	20,072,109	15,383,596	14,933,612
経 常 利 益(千円)	△25,241	△104,023	△263,188	△286,467
当 期 純 利 益(千円)	△35,045	△104,351	△442,804	△286,917
1株当り当期純利益(円)	△121	△362	△1,537	△996
総 資 産(千円)	7,469,553	6,857,146	6,358,161	6,503,366
純 資 産(千円)	3,310,768	3,157,138	2,762,284	2,449,074
1株当り純資産(円)	11,495	10,962	9,591	8,504

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
(株)県南サービス	3,000千円	100%	駐車場経営並びに保険代理業等
井上(株)	10,000千円	100%	酒類飲料水その他食品の買入れ及び販売

(7) 主要な事業内容

- ① 酒類、食品等の販売
- ② 駐車場の経営及び管理
- ③ 損害保険代理業
- ④ 運送並びに倉庫業
- ⑤ 土地建物の売買並びに管理業
- ⑥ 生命保険の募集に関する業務
- ⑦ 前各号に付帯する一切の事業

(8) 主要な営業所（令和4年3月31日現在）

本社 郡山市字菜根屋敷20番地1

広域流通部（須賀川市）

郡山支店（須賀川市）

福島支店（福島市） 会津支店（会津若松市）

いわき支店（いわき市） 会津物流センター（会津若松市）

いわき物流センター（いわき市）

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前年同期比	平均年齢	平均勤続年数
男子	72名	-3名	47.1歳	24.3年
女子	26名	-1名	36.7歳	15.0年
計	98名	-4名	44.3歳	21.8年

(注) 出向社員含む

(10) 主要な借入先

借入先	当期借入金残高
東邦銀行 菜根支店	790,594千円
秋田銀行 郡山支店	670,000千円
福島銀行 郡山営業部	99,964千円
商工中金 福島支店	166,880千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 288,000株
 (2) 株主数 1,623名 (前期末比20名減)
 (3) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
笹の川酒造(株)	20,931株	7.3%
最上恒夫	13,936株	4.8%
吉成 優	10,694株	3.7%
山口哲行	10,557株	3.7%
アサヒビール(株)	7,500株	2.6%
宝酒造(株)	5,500株	1.9%
今泉浩之	5,372株	1.9%
鯨岡康雄	3,627株	1.3%
安部浩昭	3,482株	1.2%
佐藤アイ子	3,321株	1.2%
松本健男	3,307株	1.1%
内山俊秀	3,264株	1.1%
猪狩正江	2,504株	0.9%
国分グループ本社(株)	2,500株	0.9%

- (4) その他株式に関する重要な事項
 特にありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

当社は新株予約権等を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項 (令和4年3月31日)

- (1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	担当
※山口哲行	取締役社長	
※今泉浩之	取締役専務取締役	ウイスキー事業部長
安田輝則	取締役常務取締役	経営企画部長兼 営業支援部長
安部浩昭	取締役常務取締役	総務部長
佐藤洋一	取締役	井上(株) 代表取締役社長
志賀雄二	常勤監査役	
鳥海伸彦	監査役	

- (注) 1. ※印は、代表取締役です。
2. 監査役鳥海伸彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 重要な兼職の状況
- 山口哲行氏は笹の川酒造株式会社の取締役であります。
 - 安田輝則氏は井上株式会社の取締役であります。
 - 安部浩昭氏は子会社株式会社県南サービス及び井上株式会社の取締役であります。
 - 佐藤洋一氏は子会社井上株式会社の代表取締役であります。
 - 鳥海伸彦氏は笹の川酒造株式会社及び子会社井上株式会社の監査役であります。

(2) 執行役員の状況

氏名	地位	担当
三 瓶 徳 道	執行役員	会津支店長
折 笠 文 哉	執行役員	物流統括部長
佐 藤 克 彦	執行役員	総合戦略室長
破 入 克 也	執行役員	営業統括部長
湯 浅 孝一郎	執行役員	郡山支店長

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、取締役の業務執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為等の阻止に取り組む。
 - ② 取締役の職務執行状況を、監査役は監査基準、監査計画に従い、監査する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。
 - ② 重大な危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設け、損害・影響を最小限にとどめる体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会会則、稟議規定などを整備し、取締役会、代表取締役、部門長の権限を明確化することで、効率的な業務執行が可能となるように権限委譲と責任の明確化をはかる。
 - ② 取締役決議事項については、審議手続き、内容の適正を担保するため、事前に常務会などにおいて十分な審議を行う。
 - ③ 中期経営計画及び年度予算を定めるとともに、当該計画達成のため、目標管理制度、部門事業評価制度などの経営管理システムを構築する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンスに係る教育を階層別または職種別を実施する。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社においては、当会社の基準に則り諸規則の整備を含め、業務の適正を確保する体制を整備する。
 - ② 各子会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、監査役の求めるところに従い、次の事項を定期的もしくは必要に応じて監査役に報告する。
- ① 取締役の職務の遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する事実。
 - ② 会社に著しい損害を与える恐れのある事実。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - ② 常務会、執行役員会議等、重要な会議体には、監査役は出席する。
 - ③ 常務会、その他監査役が指定する会議の議事録及び稟議書を監査役が閲覧できる状態を維持する。
 - ④ 監査役が必要と認める場合、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

以上

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,956,702	流動負債	3,609,566
現金及び預金	154,661	買掛金	1,802,935
受取手形	16,554	短期借入金 <small>(1年以内返済長期借入金含む)</small>	1,532,129
売掛金	1,396,027	未払金等	112,932
商品	432,499	未払法人税等	331
未収金	189,253	預り金	87,381
預け金	1,735,021	賞与引当金	16,816
その他	35,144	前受収益	504
貸倒引当金	△ 2,460	リース債務	56,536
固定資産	2,546,663	固定負債	444,725
有形固定資産	2,028,571	長期借入金	195,310
建物	206,692	退職給付引当金等	121,269
構築物	11,329	リース債務	94,283
車両及び什器備品	4,895	繰延税金負債	33,862
土地	1,690,966		
リース資産	108,306	負債合計	4,054,291
建設仮勘定	6,380	純資産の部	
無形固定資産	55,192	株主資本	2,382,095
ソフトウェア	1,835	資本金	100,000
借地権等	24,273	資本剰余金	89,654
電話加入権	123	資本準備金	89,654
リース資産	28,961	利益剰余金	2,192,440
投資その他の資産	462,899	利益準備金	36,250
投資有価証券	345,632	その他利益剰余金	2,156,190
関係会社株式	51,723	別途積立金	2,441,200
会員権	11,000	繰越利益剰余金	△ 285,009
長期貸付金	11,851	評価・換算差額等	66,979
長期前払費用	40,356	その他有価証券等差額金	66,979
その他	13,918		
貸倒引当金	△ 11,583	純資産合計	2,449,074
資産合計	6,503,366	負債・純資産合計	6,503,366

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和3年4月 1 日)
(至 令和4年3月3 1 日)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		
売上高	14,868,073	
不動産収入	65,539	14,933,612
売上原価		14,077,266
売上総利益		856,346
販売費及び一般管理費		1,150,488
営業損失		294,142
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,146	
利子補給	1,773	
未払配当金除斥益	1,003	
その他の営業外収益	1,784	26,706
営業外費用		
支払利息	17,224	
その他の営業外費用	1,805	19,030
経常損失		286,467
特別利益		
土地等売却益	10,423	
その他の特別利益	117	10,540
特別損失		
退職給付過去勤務債務等償却額	4,049	
ゴルフ会員権入会金分減損	2,500	
福島県沖地震関連経費	1,821	
土地交換損失	1,335	
その他特別損失	101	9,807
税引前当期純損失		285,734
法人税、住民税及び事業税	1,183	
法人税等調整額	-	
当期純損失		286,917

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		資 本 剰余金 合 計	利益剰余金			利 益 剰余金 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金		その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	145,000	44,654	44,654	36,250	2,891,200	△ 439,452	2,487,997	
当期変動額								
別途積立金の取崩			0		△ 450,000	450,000	0	
剰余金の配当			0			△ 8,640	△ 8,640	
減 資	△ 45,000	45,000	45,000					
当期純利益			0			△ 286,917	△ 286,917	
株主資本以外の 項目の当期変動額			0					
当期変動額合計	△ 45,000	45,000	45,000	0	△ 450,000	154,443	△ 295,557	
当期末残高	100,000	89,654	89,654	36,250	2,441,200	△ 285,009	2,192,440	

	株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,677,652	84,632	2,762,284
当期変動額			
別途積立金の取崩	0		0
剰余金の配当	△ 8,640		△ 8,640
減 資			
当期純利益	△ 286,917		△ 286,917
株主資本以外の 項目の当期変動額		△ 17,653	△ 17,653
当期変動額合計	△ 295,557	△ 17,653	△ 313,210
当期末残高	2,382,095	66,979	2,449,074

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 当該事業年度の末日における発行済株式総数
当該事業年度の末日における発行済株式の数は、288,000株であります。
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数
当該事業年度の末日における自己株式はありません。
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
令和3年6月18日の定時株主総会において、次の通り決議いたしました。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,640千円
一株当たりの配当額	30円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月21日

個 別 注 記 表

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式：移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入方式により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品：移動平均法に基づく原価法
- ② 貯蔵品：移動平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：土地以外の有形固定資産については、定率法なお、平成（リース資産を除く）10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年度以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法により減価償却を実施しております。
- ② 無形固定資産：自社利用のソフトウェアの償却方法については、社内における利用可能期間による定額法によって実施しております。
- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金：売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金

イ. 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により案分した額を、発生の事業年度から費用処理することとしております。

ロ、役員退職慰労金の支給に備えるため内規に基づき、期末要支給額の100%を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益

- ① 当社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容
当社における主要な事業は、卸売による酒類等の販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、商品を顧客に引き渡す時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して、充足されると判断しております。
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
当社における「収益を認識する通常の時点」は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱いを適用し、出荷時点で行っております。このため、「収益認識に関する会計基準」第80-2項(2)の「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」は、厳密には異なっております。しかしながら、その時点の差異は、国内における出荷及び配送に要する日数に照らして、取引慣行ごとに合理的と考えられる日数であり、とくに当社においては配送エリアが限られているため、ごく稀な例外的事例を除き、1日の時間差の範囲内であるため、実務上、同時と同視し得るものと考えております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。
- ③ ①、②に掲げるもののほか、当社が重要な会計方針に含めれると判断したものは、特にありません。

費用

一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき、発生主義及び費用収益対応の原則等に準拠して費用を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、また、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

○ 会計方針の変更等に関する注記

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準の適用による当会計年度の計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。

・ 売上引当 (売上割戻し)

当該会計基準の適用により、従来は売上原価に計上しておりました売上引当 (売上割戻し) を、売上高から控除しております。この変更により、従来方法に比べ売上高が97,101千円減少し、売上原価が同額減少しておりますが、結果として売上利益に与える影響はありません。

・ 買戻し契約

当社は一部の酒類を支給品とする有償支給取引を行っておりますが、有償支給した原材料等については、酒税法上の制約のため、引続き消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡にかかる収益は認識しておりません。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当会計年度の期首における純資産に与える影響はありません。また、当会計年度の損益に与える影響もありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当会計年度の期首における純資産に与える影響はありません。また、当会計年度の損益に与える影響もありません。

監 査 報 告 書

私たち監査役は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月26日

福島県南酒販株式会社

常勤監査役 志賀雄二 ㊟

監査役 鳥海伸彦 ㊟

役員（令和4年6月24日現在）

代表取締役社長	山口哲行	
代表取締役	今泉浩之	ウイスキー事業部長
専務取締役	安田輝則	経営企画部長 兼営業支援部長
常務取締役	安部浩昭	総務部長
常務取締役	佐藤洋一	井上(株)代表取締役社長
取締役	志賀雄二	
常勤監査役	鳥海伸彦	
監査役		
執行役員	三瓶徳道	会津支店長
執行役員	折笠文哉	物流統括部長
執行役員	佐藤克彦	総合戦略室長
執行役員	破入克也	営業統括部長
執行役員	湯浅孝一郎	郡山支店長

株 式 メ モ

決 算 期	毎年3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
配当金受領株主確定日	3月31日
株主名義書換停止期間	毎年4月1日から定時株主総会の終了の日まで
株式事務取扱場所	郡山市字菜根屋敷20番地1 福島県南酒販株式会社 〒963-8863 TEL024-932-3250 なお当社各支店でお取り次ぎいたします。

本社・支店・物流センター所在地

営業所名	〒	住 所	電 話
本 社	963-8863	郡山市字菜根屋敷20番地 1	024(932)3250
広域流通部	962-0001	須賀川市森宿字道久19-11	0248(63)7866
郡山支店	962-0001	須賀川市森宿字道久19-11	0248(75)5127
郡山物流センター	962-0001	須賀川市森宿字道久19-11 (郡山支店内)	0248(75)5128
福島支店	960-2154	福島市佐倉下字金沢3-5	024(594)2720
福島物流センター	960-2154	福島市佐倉下字金沢3-5 (福島支店内)	024(573)2743
いわき支店	979-3131	いわき市平赤井字畑子沢1-61	0246(36)2131
いわき物流センター	979-3131	いわき市平赤井字畑子沢1-61 (いわき支店内)	0246(36)2132
会津支店	965-0059	会津若松市インター西27	0242(25)1611
会津物流センター	965-0059	会津若松市インター西27 (会津支店内)	0242(85)6825